







令和4年度		委託設計書		課長	担当課長	係長	設計者		
令和4年6月7日設計							建築	電気	機械
設計コード		04DB0090/04DB0170							
設計課	営繕課	主管課	学校管理課						
1 委託名称		明石市立貴崎小学校・望海中学校便所ほか改修工事実施設計業務委託							
2 委託 業務 内容	調査	・敷地調査 ◎建物その他調査 ・土質調査							
	実施設計	◎建築 (◎意匠 ・構造) ・電気設備 ・機械設備							
	積算	◎建築 (◎意匠 ・構造) ・電気設備 ・機械設備							
	申請手続	<ul style="list-style-type: none"> ・計画通知 (関係官庁及び関係部署における法令・条例等による手続を含む) ・構造計算適合性判定 ・明石市公的開発指導要綱 							
	その他	◎内装材、配管保温材のアスベスト調査							
※委託該当項目は、◎印の入ったものを適用する。									
3 委託期限		契約の翌日より、令和5年2月21日までとする。							
4 支払条件		委託業務完了後、一括支払い。							
5 委託概要		<ul style="list-style-type: none"> ・各学校 (計4棟) の便所及び廊下手洗い全面改修のための設計業務を行うものである。 ・両校共、仮設便所、仮設廊下手洗いの実施設計を含む。 <p>※電気設備、機械設備に係る実施設計及び積算業務については本市担当者 (以降「市設備担当」という) にて行うため、業務の進捗や工程管理に留意すること。</p> <p>(1) ・施設名称 明石市立貴崎小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 明石市貴崎5-5-52 ・委託建物 ⑰棟 RC造4階建 昭和58年築 <ul style="list-style-type: none"> ・2～4階の便所 (約118㎡) の改修 ⑩-1棟 RC造4階建 昭和50年築 <ul style="list-style-type: none"> ・1～4階の廊下手洗い (約18m) の改修 ・仮設便所及び仮設廊下手洗い ・アスベスト調査 各棟の床シート・天井ボード・配管保温材の計6箇所 							

(2)・施設名称 明石市立望海中学校

・所在地 明石市西明石南町1-1-33

・委託建物 ㊸棟 RC造4階建 昭和48年築

・1～4階の便所(約150㎡)の改修

㊹-1棟 RC造4階建 昭和48年築

・1～4階の廊下手洗い(約16.7m)の改修

・仮設便所及び仮設廊下手洗い

・アスベスト調査 各棟の天井ボード 計2箇所

6 特記事項

(1) 設計業務の成果物については、社内審査を十分行い、委託期限の10日前までには営繕課の担当者による事前確認を受けた上で、所定の委託期限までにすべての成果物を提出すること。

※ 担当者による事前確認とは、本市積算システム(RIBCⅡ)により作成される内訳書が設計図及び数量積算等と整合され、算出された工事費が概算工事費(予算)内であることが確認されている状態を指す。

(2) 打合せ議事録(電話の内容等も含む)と月間工程表の各当月分を翌月一週間以内に担当者へ持参し進捗状況を説明すること。原則、郵送・メール等は認めない。

(3) 工事進入経路、工法等については、選定根拠となる比較検討書(比較表)を作成すること(設備工事に係る内容については市設備担当にて作成)。

(4) 既設便所は湿式であるが、乾式への改修を計画すること。改修方法に関しては、事前に協議してから、実施設計に入ること。

(5) 便器等の配置計画については、学校及び市設備担当との協議内容も踏まえ、複数のレイアウト案を作成し、プラン確定の後、実施設計に入ること。

(6) 仮設便所及び仮設廊下手洗いの設計にあたっては、荷重や風圧等に対して安全な構造となるよう留意し、安全性を確認した計算書等(接合部・基礎の耐力等)を提出すること。

(7) 概算工事費を令和4年9月末までに算出し、提出すること。

(8) はつり・コア抜き一覧表を作成し、作成した一覧のはつり・コア抜き箇所が構造上問題ないことを報告すること。

(9) 本市が所有する既存図面データ（JWW）は利用可能とする。

(10) 提出図書は学校ごとに作成すること。

(11) 最低制限価格の算出について、その他業務（アスベスト調査）の費用（経費を含む。）は、直接人件費に含む。

また、諸経費及び技術料等経費を算出する際の直接人件費には含まない。

7 受注者と市設備担当との業務区分及び取り決めについて

(1) 受注者と市設備担当との業務区分については原則として表1のとおりとする。

その他の業務については担当者と協議の上、誠意を持って対応すること。

(2) 委託期限については、設備設計(市設備担当実施分)についても含めた期限とする。

(3) 業務工程計画については、市設備担当の業務にも配慮した計画とすること。

(4) 成果物については、実施設計委託仕様書に基づく内容をすべて受注者にて整備すること。また、製本は建築・電気設備・機械設備の合冊で提出すること。

なお、市設備担当にて作成した資料については、データにて受注者に供与する。

表1)業務区分について

	建築 (受注者が行う業務)	電気設備 (市設備担当業務)	機械設備 (市設備担当業務)
統括	○	-	-
現地調査	○ ^{(注)1}	○	○
学校・関係部署協議	○	○	○
協議録の作成	○ ^{(注)2}	-	-
業務工程表作成	○ ^{(注)3}	-	-
進捗状況報告書作成	○ ^{(注)3}	-	-
基本設計(レイアウト案)	○ ^{(注)4}	○	○
工事費概算算出	○	○	○
工事進入経路検討	○	-	-
照度、電路計算等	-	○	-
給水、排水計算等	-	-	○
実施設計図作成	○ ^{(注)5}	○	○
積算	○	○	○
設計原図、製本作成	○	-	-
成果物取り纏め	○	-	-

(注)1. 現地調査報告書は、市設備担当成分も受注者にて取り纏めて、成果物として提出すること。

2. 原則、受注者にて記録を行うこと(設備単独での打合せを除く)。

3. 市設備担当が行う業務についても工程表・報告書に反映すること。

4. レイアウト計画を行う上で、市設備担当と綿密に協議を行い、衛生器具の型番など適切な仕様で検討を行うこと。

5. 設備工事において、必要となる建築図面については、受注者にて作成の上、提供すること。

実 施 設 計 委 託 仕 様 書

共 通 事 項
建 築 設 計
設 備 設 計

目 次

A. 共 通 事 項

B. 一 般 営 繕 用 設 計 基 準 図 書

C. 公 共 住 宅 用 設 計 基 準 図 書

D. 提 出 図 書 及 び 部 数

A. 共 通 事 項	
1. 図 面 サ イ ズ	▶A1又はA2
2. 作 図 方 法	▶CAD
3. 積 算 シ ス テ ム	▶内訳作成は、「営繕積算システムRIBC2」によるものとする。 作成に必要な費用は、本委託に含むものとする。
4. 照 査	▶作成図面は、担当職員による確認が終了した時点で、担当職員立会いのもと現地照合を行い、不整合が判明した内容については修正を行うこと。 ▶積算図面、積算数量、内訳明細書については、相互間の整合確認を行い、マーカー等にてチェックされたものを成果物として提出のこと。
5. 協 議	▶業務遂行に当たっては、関係官庁等と十分に協議し、担当者に毎回報告の上、協議及び指示の下に内容を充分実施設計に反映させること。
6. 現 場 調 査	▶敷地及び建物等の現場調査を行う場合は、必ず事前に営繕課担当者まで連絡し、原則、立会いのもと現場調査を行うこと。 ▶架空配線はもとより、特に地下埋設物や配管などは、事前に既存図面を確認の上、現地調査に臨むこと（工事時作業エリアや動線等も考慮のこと）。 ▶調査後速やかに、調査図・写真・所見等を取りまとめた現場調査報告書を提出すること。
7. 打 合 せ 記 録	▶打合せ及び協議等を行った時は、必ず打合せ記録を作成し、業務完了時に製本の上、提出のこと（関係諸官庁との協議も含む）。
8. 関 係 法 規 の チ ェ ッ ク	▶本設計に関係する法規は、関連事項を必ずチェックし、表にまとめ提出のこと。
9. 資 料 の 貸 借	▶本設計に関する資料で、本市にて所有する資料は貸借する。但し、借用書を必ず提出のこと。
10. 提 出 書 類 代 行	▶消防法、建築基準法、都市計画法、縣市条例・規則・要綱等に基づく協議及び書類の作成・提出・受領は、本委託に含むものとする。
11. 書 類 提 出 費 用	▶上記の協議、書類提出等に要する費用は、本委託に含むものとする。
12. 第 2 原 図 の 使 用	▶解体工事部分以外の設計図には、原則として第二原図の使用は認めない。
13. 設 計 資 料 の 整 理	▶設計完了後、速やかに営繕課担当者の指示に従い市販A4ハードファイルに設計資料等を整理・ファイリングし、提出のこと。
14. 材 料 等 の 表 現	▶原則として、特定のメーカー及び商品名は記載してはならない。
15. そ の 他	▶設計従事者は、設計内容や資料等について、他人に漏らしてはならない。 ▶当該著作物(成果物)は、引渡時に発注者に無償で譲渡するものとする。 ▶設計完了後であっても、設計の不備・不整合や、杭施工時における杭芯ずれに伴う設計の変更が生じた時などは、原則、無償で設計図書や構造計算等の作成を行い、資料提供するものとする。 ▶さらに、物件の規模や難易度により、設計思想の伝達及び情報共有の必要があると認め、発注者(工事監理者)・設計者・工事受注者による三者会議を実施する場合は、原則、無償で要請に応じること。

B. 一般営繕用基準図書一覧

1. 設計基準図書 (各図書は最新版とすること。)

1) 共通図書

- ①建築基準法
- ②消防法
- ③兵庫県「福祉のまちづくり条例」
- ④その他関係法令等

2) 建築設計図書

- ①公共建築協会 「建築工事設計図書作成基準及び参考資料」 [H. 29]
- ②公共建築協会 「建築設計基準及び同解説」 [H. 18]
- ③公共建築協会 「構内舗装・排水設計基準」 [H. 31]
- ④公共建築協会 「建築工事標準詳細図」 [H. 28]
- ⑤公共建築協会 「公共建築工事標準仕様書」 [H. 31]
- ⑥公共建築協会 「建築工事監理指針」 [R. 元]
- ⑦公共建築協会 「建築構造設計基準及び参考資料」 [R. 03]
- ⑧日本建築学会 「各種構造計算基準・同解説」
- ⑨公共建築協会 「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」 [H. 08]
- ⑩公共建築協会 「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説」 [H. 08]
- ⑪公共建築協会 「擁壁設計標準図」 [H. 12]
- ⑫建築保全センター 「公共建築改修工事標準仕様書」 [H. 31]
- ⑬建築保全センター 「建築改修工事監理指針」 [R. 元]
- ⑭国営整第151号 「敷地調査共通仕様書」 [R. 04]
- ⑮公共建築協会 「建築物解体工事共通仕様書・同解説」 [R. 02]
- ⑯日本建築防災協会 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」 [2017]

3) 設備設計図書

- ①公共建築協会 「建築設備計画基準」 [R. 03]
- ②公共建築協会 「建築設備設計基準」 [R. 03]
- ③公共建築協会 「建築設備設計計算書作成の手引」 [R. 03]
- ④公共建築協会 「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」 [H. 31]
- ⑤公共建築協会 「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)」 [H. 31]
- ⑥公共建築協会 「電気設備工事監理指針」 [R. 元]
- ⑦建築保全センター 「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」 [H. 31]
- ⑧公共建築協会 「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」 [H. 31]
- ⑨公共建築協会 「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」 [H. 31]
- ⑩公共建築協会 「機械設備工事監理指針」 [R. 元]
- ⑪建築保全センター 「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」 [H. 31]

2. 積算基準図書

- ①建築コスト管理システム研究所 「建築数量積算基準・同解説」 [H. 29]
- ②建築コスト管理システム研究所 「公共建築工事積算基準」 [H. 31]
- ③建築コスト管理システム研究所 「公共建築工事積算基準の解説」 [H. 31]

C. 公共住宅用基準図書一覧

1. 設計基準図書 (各図書は最新版とすること。)

1) 共通図書

- ① 建築基準法
- ② 消防法
- ③ 兵庫県「福祉のまちづくり条例」
- ④ その他関係法令等

2) 建築設計図書

- ① 公共建築協会 「建築工事設計図書作成基準及び参考資料」 [H. 29]
- ② 公共建築協会 「建築設計基準及び同解説」 [H. 18]
- ③ 公共建築協会 「構内舗装・排水設計基準」 [H. 31]
- ④ 公共建築協会 「建築工事標準詳細図」 [H. 28]
- ⑤ 公共建築協会 「建築構造設計基準及び参考資料」 [R. 03]
- ⑥ 日本建築学会 「各種構造計算基準・同解説」
- ⑦ 公共建築協会 「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」 [H. 08]
- ⑧ 公共建築協会 「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説」 [H. 08]
- ⑨ 公共建築協会 「擁壁設計標準図」 [H. 12]
- ⑩ 公共住宅事連協 「公共住宅建設工事共通仕様書」 [R. 元]
- ⑪ 公共住宅事連協 「公共住宅標準詳細設計図集 第4版」
- ⑫ 国営整第151号 「敷地調査共通仕様書」 [R. 04]
- ⑬ 公共建築協会 「建築物解体工事共通仕様書・同解説」 [R. 02]
- ⑭ 日本建築防災協会 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」 [2017]

3) 設備設計図書

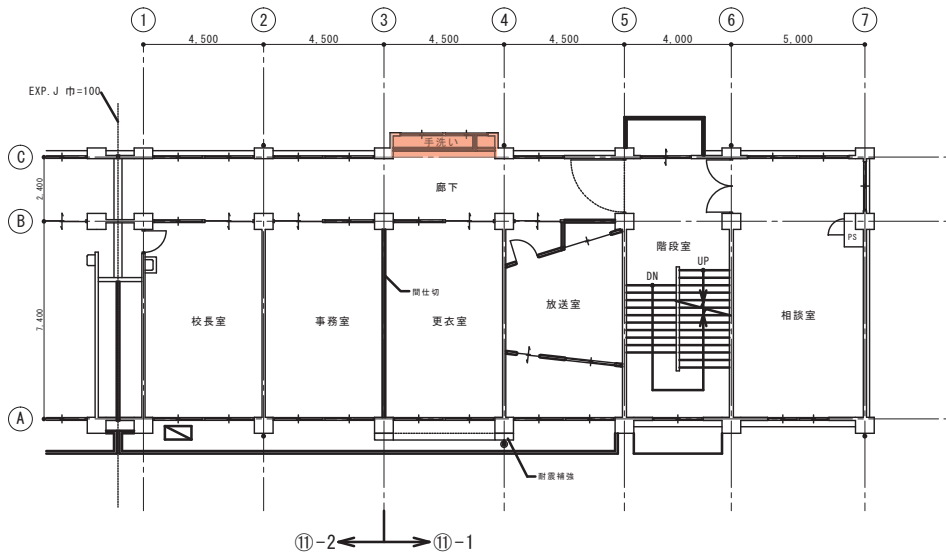
- ① 公共建築協会 「建築設備計画基準」 [R. 03]
- ② 公共建築協会 「建築設備設計基準」 [R. 03]
- ③ 公共建築協会 「建築設備設計計算書作成の手引」 [R. 03]
- ④ 公共建築協会 「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)」 [H. 31]
- ⑤ 公共建築協会 「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」 [H. 31]

2. 積算基準図書

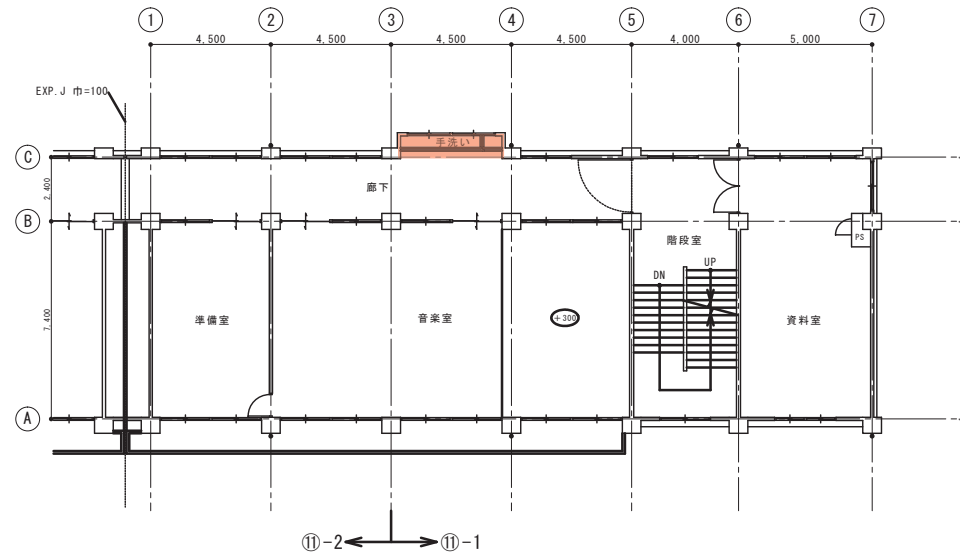
- ① 公共住宅事連協 「公共住宅建築工事積算基準」 [R. 元]
- ② 公共住宅事連協 「公共住宅電気設備工事積算基準」 [R. 元]
- ③ 公共住宅事連協 「公共住宅機械設備工事積算基準」 [R. 元]

D. 提出図書及び部数（部数は標準とし、委託内容により増減する）

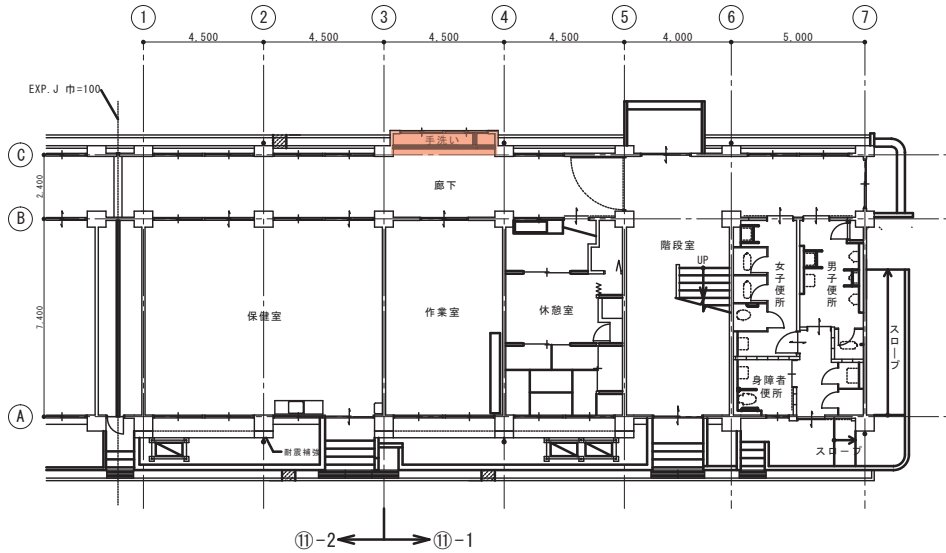
項目	書類名称	提出部数
1. 設計図	① 設計原図 （白焼き・押印） ② CADデータ （JWWデータ、左記以外はDXF）	1式（A1又はA2） 1式（CDROM）
2. 計算書	① 各種計算書	1式（A4）
3. 積算	① 積算計算書及び集計表 ② 積算図面 ③ 3社見積書及び見積比較表	1式（A4） 1式（A1又はA2） 1式（A4）
4. 内訳書及び 代価表	① 内訳明細書 ② 代価表 ③ 内訳明細書データ	1式（A4） 1式（A4） 1式（CDROM）
5. 決裁及び 入札用図書	① 決裁用設計図 （設計原図をA3で白焼したもの） ② 入札用設計図スキャンデータ （設計原図をPDFデータ化したもの）	1部（A4ファイル） 1式（CDROM）
6. 監理用図書	① 二つ折り製本 ② 縮小二つ折り製本 （製本の合冊・分冊は協議による） ③ 構造計算書製本 ④ 構造計算プログラム入力データ	3部（A1又はA2） 5部（A3） 1部（A4ファイル） 1式（CDROM） ※④は必要に応じて
7. その他	① 打合せ記録 ② 材料・工法等検討書 ③ 申請、届出及び許認可書 ④ 現場調査報告書 ⑤ その他調査・指示事項記録 ⑥ 申請関係データ（書類・図面等）	1式（A4） 1式（A4） 1式（A4） 1式（A4） 1式（A4） 1式（CDROM）



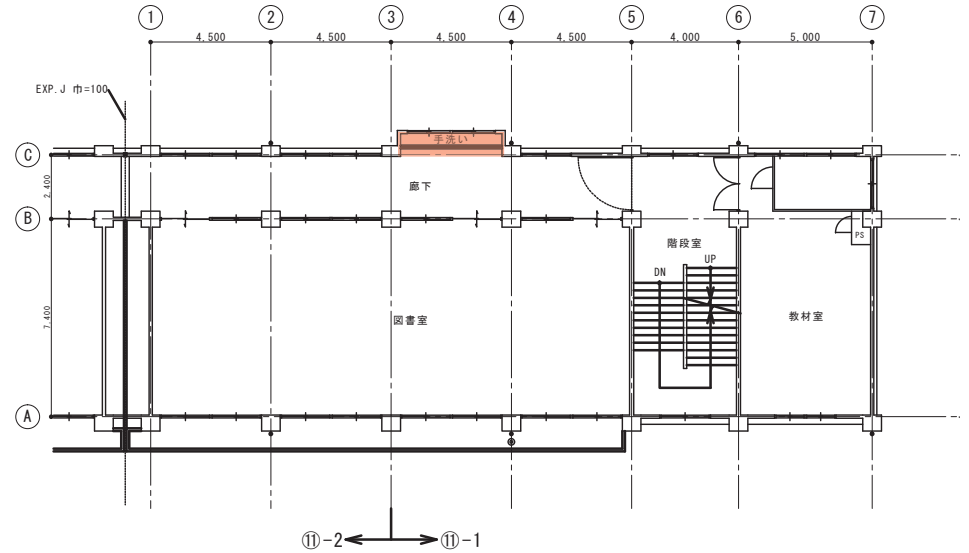
2階平面図 1/100



4階平面図 1/100



1階平面図 1/100



3階平面図 1/100

CADコード 15-614-643

特記事項	1974・11-1棟 新築	1991・11-1棟 大規模改造	2009・11-1棟 耐震補強	・
	1974・11-2棟 新築	1991・11-2棟 大規模改造	2009・11-2棟 耐震補強	・
				・
				・

製作者	明石市都市整備部建築室営繕課	製作年月日	21年12月 日	工事名称	明石市立貴崎小学校 校舎(管理・普通教室棟)	内	1
図面名称	1階～4階 平面図	縮尺	1/100	全葉	6		

- 凡 例
- 建 物
 - 未とり未とりこわし建物
 - 危危険建物
 - 借用建物
 - 一時一時使用建物
 - 他)当該学校以外の建物
 - 屋外教育環境整備事業によるもの
 - 未完)未完成建物
 - 建物以外の工作物等
 - 門)正門・通用門
 - 温)温室
 - 吹)吹抜け渡廊下
 - 飼)飼育小屋
 - 簡)簡易な小規模構造物
 - 山)団障



今回対象：便所(1~4階)

今回対象：廊下手洗(1~4階)



